

第8回 内子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年11月27日（月） 午後4時00分～午後4時35分
2. 開催場所 内子分庁 3階 大会議室
3. 出席委員（22名）

4. 欠席委員（0名）
5. 議案
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 非農地証明について
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地
利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員（3名）

7. 会議の概要

事務局

それでは、時間もまいりましたので、只今から11月の定例総会を開会いたします。起立、一同礼、着席。

本日の定例総会ですが、農業委員が17名出席、推進委員が5名出席で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、会長にごあいさつをいただき、会議規則により議事進行については、会長にお願いいたします。

会長

皆さん、こんにちは。お忙しい中、お集りいただきましてありがとうございます。今日は、農地パトロールということで各地を回っていただきました。ありがとうございました。現地を見ていただいて、優良農地というところが多いと思いますが、この農地が将来も現状まま残っていくよう、耕作放棄地にならないようご指導をお願いしたいと思います。

次に、先日全国農業新聞の推進の一環で担当の方が来町されました。その中で、一つだけお願いしたいということで、裏面に農業委員会の活動が掲載されておりますので、今後の活動の参考にもなりますので、ぜひ読んでいただきたいということです。そして、色々な方にも推進していただきたいということでありますので、よろしく申し上げます。

それでは、ただいまより第8回内子町農業委員会定例総会を開催いたします。事務局より本日の日程の説明をいたします。

事務局

それでは、本日の日程についてご説明をいたします。

報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、5件、
報告第2号、農地法第18条第6項の規定による届出について、1件、
議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、4件、
議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、1件、
議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、1件、
議案第4号、非農地証明について、1件、
議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の決定について、1件、

案件は以上でございます。

会長

それでは、只今から議案の審議に入ります。本日の議事録署名人の指名をいたします。署名人に●番●委員、●番●委員を指名いたしますのでよ

会長

ろしくお願いします。

それでは、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局より説明をいたします。

事務局

報告第1号は5件でございます。議案書のほうは1ページから7ページまでになります。個別の説明については割愛させていただきますが、相続により農地の所有権を取得した旨の届出がありましたのでご報告いたします。

なお、7ページの●さんからの届出につきましては、あっせんの希望が出ておりますので、●地区担当の委員さんはよろしくお願いたします。以上でございます。

会長

只今の報告第1号について、発言のある方はございませんか。

(発言なし)

会長

特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より説明をいたします。

事務局

それでは、議案書の8ページをご覧ください。報告第2号についてご説明いたします。農地法第18条第6項の規定により、農地の賃貸借について貸し手と借り手の間で合意解約が成立した旨の届出がありましたのでご報告いたします。

内子町●の農地、畑5筆 1, 681. 19㎡で、貸付人は、伊予市●の●さん、借受人は、大洲市●の●さん、●さんです。

書類に不備もありませんでしたので、事務局長専決により、書類を受理いたしましたことをご報告させていただきます。

以上でございます。

会長

只今の報告第2号について、発言のある方はございませんか。

(発言なし)

会長

特にないようですので、以上で報告第2号を終わります。

会長

次に、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の9ページをご覧ください。議案第1号の1についてご説明いたします。表の左側の番号1番になります。

申請地は、内子町●の農地、田1筆、944㎡です。

譲渡人は、内子町●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、売買による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の1ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人は、生産に必要な農機具も保有し、農作業経験も十分あるので、農業に必要な技術はあります。また、申請地は徒歩で2分であることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間200日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転賃にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

11月17日、農業委員の●さんと一緒に、申請人の●さんを訪ねて話を聞きました。

譲渡人の●さんは、内子町●にお住まいで、稲作をしておられましたが、ちょうどトラクターが壊れたということで、新たにトラクターを購入して稲作を行うよりも、隣接地を所有している●さんに譲り渡す方がいいのではないかと考えられて、●さんに相談し、今回の申請になったそうです。申請地は、徒歩で2分程度のところにあります。

また、●さんは農業歴20年以上であります。農機具は、管理機等も所有されており、必要と思われる農機具があれば積極的に購入して農業に励まれるとのことでした。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございません

会長

か。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第1号の2、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の9ページをご覧ください。議案第1号の2についてご説明いたします。表の左側の番号2番になります。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆、84㎡です。

譲渡人は、内子町●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、売買による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の2ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人は生産に必要な農機具も保有し、農作業経験も十分あるので、農業に必要な技術はあります。また、申請地は自宅から徒歩で1分であることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間150日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転賃にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番

●委員

11月21日、農業委員の●さんと一緒に現地を確認し、申請代理人の行政書士●事務所に電話で話を聞きました。

譲渡人の●さんは、内子町●で●をされておりますが、申請地の十分な管理が出来ないことから、この農地の●にお住まいの●さんに譲渡しをすることになったそうです。

●さんが今回購入される場所は、●さんの住宅の横であり、シキミを栽培する計画であります。

●番
●委員

また、●さんは農業歴が18年であります。農機具は、耕運機やユンボも所有されており必要と思われる農機具があれば積極的に購入して、農業に励まれるとのこと。特に問題はないと思われます。

以上、ご審議のほどよろしく願ひいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第1号3、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の9ページをご覧ください。議案第1号の3についてご説明いたします。表の左側の番号3番になります。

申請地は、内子町●の農地、田1筆、702㎡です。

譲渡人は、大阪府寝屋川市●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、売買による所有移転です。

それでは、別紙調査書の3ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人は生産に必要な農機具も保有し、農作業経験も十分あるので、農業に必要な技術はあります。また、申請地は自宅から車で1分であることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間300日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転賃にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

以上、ご審議の程よろしく願ひいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番 ●委員

11月17日、農業委員の●さんと一緒に申請代理人の行政書士●事務

●番
●委員

所に電話で話を聞きました。

譲渡人の●さんは、大阪府寝屋川市●にお住まいで、県外に在住されているということから申請地の十分な管理が出来ないということで、以前にこの農地の一部を耕作されていた●さんに譲渡することになったそうです。

●さんは、今回購入される場所は、自宅から300メートル離れた場所にあり、稲作をする計画であります。

また、●さんは農業歴が20年であります。農機具は、トラクターなどを所有されており、必要と思われる農機具があれば積極的に購入して農業に励まれるとのこと。特に問題はないと思われます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第1号4、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の9ページをご覧ください。議案第1号の4についてご説明いたします。表の左側の番号4番になります。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆、124㎡です。

譲渡人は、兵庫県西宮市●の●さん他2名(●・●)、譲受人は、内子町●の●さんで、贈与による所有移転です。

それでは、別紙調査書の4ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人は、生産に必要な農機具も保有し、農作業経験も十分あるので、農業に必要な技術はあります。また、申請地は自宅から徒歩で1分であることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間150日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のない

事務局 よう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

以上、ご審議の程よろしく願います。

会長 事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員 譲渡人の●さんは、兵庫県西宮市●にお住まいです。この案件につきましては、農業委員に今年の5月に●さんの娘さんから、●にある農地を父が存命のうちに地元の方で管理していただきたくと相談があった案件です。この農地については、●さんの自宅横にあり、以前から管理されていることから、相談して●事務所で申請手続きになりました。

また、●さんは農業歴が10年であります。農機具は、軽トラや草刈り機を所有されており、必要と思われる農機具があれば積極的に購入して農業に励まれるとのこと。特に問題はないと思われ。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

会長 調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長 異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案書の10ページをご覧ください。地図の方は11から13ページになります。10ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆、207㎡です。申請人は、内子町●の●さんで、転用の目的は、車庫、物置等です。

転用の理由といたしまして、自己住宅の敷地が手狭なため、隣接する申請地を一体利用し車庫や物置などに利用したいとのこと。なお、申請地は既に転用され、車庫などに利用されておりますので、始末書を添付して申請書が提出されております。

それでは、別紙調査書の5ページをご覧ください。申請地につきましては、農業公共投資の対象となっていない小規模な生産性の低い農地で、第2種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。造成の際は、土留工を設けて土砂の

事務局 流出を防止し、雨水は水路に排水することから、周辺への影響は無いものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、追認許可相当の案件ではないかと考えております。
ご審議のほどよろしくお願いたします。

会長 事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番 ●委員 11月22日、農業委員の●さんと一緒に、申請人本人から現地で話を聞きました。
先ほどの事務局の説明にもありましたが、申請人は自宅横の申請地を物置や自家用車の駐車場として利用したいとのこと。申請地は、すでに利用されており、違反転用となっておりますので始末書が提出されているようです。
また、転用による排水機能や周辺農地への影響はないものと見込まれるため、特に問題は無いものと思われ。また、
ご審議のほどよろしくお願いたします。

会長 調査の報告がありました。本件を追認許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長 異議なしと認め、本件を追認許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第3号の説明をいたします。議案書の14ページをご覧ください。地図の方は、15から17ページになります。14ページにお戻りください。
申請地は、内子町●の農地、畑1筆 63㎡、です。譲渡人は、内子町●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんです。
転用の理由といたしまして、申請地の一つ隣にある自身の畑を管理するため、公道から畑までの進入路として一体利用地と合わせて利用したいとのこと。また、申請地は、違反転用の状態となっておりますので、始末書が提出されております。
それでは、別紙調査書の6ページをご覧ください。申請地につきまして

事務局

は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。造成の際は、土留工を設けて土砂の流出を防止することから周辺への影響は無いものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、追認許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番

●委員

11月20日、●委員さんと一緒に、申請代理人である行政書士の●事務所に電話で話を聞きました。

先ほどの事務局の説明のとおり、譲受人の●さんは、申請地の奥にある畑を耕作するため、軽自動車を通る管理道を整備したいとのことです。また、農地以外の一体利用地につきましては、土地所有者の承諾書を取っているとのことです。隣接する農地への影響は少なく、特に問題は無いと思われれます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

調査の報告がありました。本件を追認許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を追認許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第4号、非農地証明について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の18ページをご覧ください。議案第4号についてご説明いたします。地図の方は、19、20ページになります。

18ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑6筆 11,810㎡です。申請人は、内子町●の●さんです。

それでは、別紙調査書の7ページをご覧ください。現地写真は8ページ、9ページになります。7ページにお戻りください。

申請理由として、申請地は傾斜がきつく耕作するのが不便なことや、

事務局 道路もなく鳥獣被害も深刻で耕作管理するのが困難であったため、約30年前に杉を植林し現在に至ったもので、農地への復旧は困難な状態となっております。

また、判断基準である4項目も全て満たしており、事務局としては、非農地として判断して差し支えない案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長 事務局から説明がありました。調査の報告を願います。

●番
●委員 11月12日、農業委員の●さんと一緒に、申請代理人である行政書士の●事務所に電話で話を聞きました。

先ほどの事務局の説明にもありましたが、申請地は傾斜がきつく、鳥獣被害も深刻で農地として管理していくのが困難であったため、申請人の伯父が約30年前に杉を植林し、現在に至ったそうです。現地を確認しましたが、山林となっております。山の上の方へ向かう赤道が途中で通れなくなっており、●番、●番については申請人に現況を確認しましたが、山林として管理しているとのことでした。始末書も提出されていることから、特に問題は無いものと思われます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長 調査の報告がありました。本件を非農地と判断して証明書を交付することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長 異議なしと認め、非農地と判断して証明書を交付することに決定しました。

次に、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の決定について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の21ページをご覧ください。内子町長より令和5年11月8日付けで農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定について承認を求められています。公告の予定年月日は令和5年11月30日です。

集積計画の概要ですが、22ページをご覧ください。利用権の再設定で、畑が2筆 3,766㎡です。

事務局

集積計画の内訳については、23ページをご覧ください。

1番 内子町●の農地、畑2筆、3,766㎡です。

貸付人は、内子町●の●さん、借受人は、内子町●の●さん、●さん
で、使用貸借権の再設定です。

以上、農作業常時従事日数など基盤強化促進法第18条第3項の規定
の要件を満たしていると思込まれます。

ご審議の程よろしく願ひいたします。

会長

事務局より説明がありました。本件について、ご意見、ご異議はあり
ませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、内子町農用地利用集積計画は原案のとおり承認する
ことに決定しました。

以上をもちまして本定例会に付議されました案件は全て終了いたしま
した。よって、本日の議事を閉じたいと思います。